

平成27年度
定期監査（第2回）及び
財政援助団体等監査報告書

大網白里市監査委員

監 第 4 2 5 号
平成28年3月9日

大 網 白 里 市 長	金 坂 昌 典 様
大 網 白 里 市 議 会 議 長	岡 田 憲 二 様
大 網 白 里 市 教 育 委 員 会 委 員 長	齋 藤 壽 彌 様

大網白里市監査委員 大島 有紀子
同 花澤 房義

平成27年度定期監査（第2回）及び財政援助団体等監査の結果
報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により定期監査及び財政援助
団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

平成27年度定期監査（第2回）及び財政援助団体等監査報告

1. 監査の対象及び説明聴取期日

監 査 対 象 課 等	説明聴取期日	
子ども会育成連絡協議会（所管課：生涯学習課）、青少年相談員連絡協議会（所管課：生涯学習課）、体育協会（所管課：生涯学習課）、生涯学習課（中央公民館、中部コミュニティセンター、白里公民館、図書室含む）	1月	21日
区長会（所管課：地域づくり課）、第一研究分会（所管課：管理課）、遠距離通学児童送迎バス運営委員会（所管課：管理課）、管理課（小学校、中学校、幼稚園含む）		22日

2. 監査の範囲

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに執行された財務に関する事務の執行。

ただし、必要がある場合は、上記期間以外も対象とした。

3. 監査の期間

平成28年1月7日から平成28年2月10日まで

4. 監査の方法

定期監査を実施するにあたっては、地方自治法第199条第4項の定めるところにより、財務に関する事務の執行が、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿ってなされているかを主眼とし、必要書類の提出を求めるとともに、主管課長等から説明聴取を実施した。

また、財政援助団体等監査を実施するにあたっては、財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか等に主眼を置き、財政援助団体等から必要書類の提出を求めるとともに、説明聴取を実施した。

5. 監査の結果

定期監査については、財務に関する事務の執行はおおむね適正に処理されているが、以下のとおり改善の必要があるものが認められた。

また、財政援助団体等監査については、監査対象団体の事務事業は、交付目的に沿いおおむね適正に執行されているが、以下のとおり改善の必要があるものが認められた。

【教育委員会管理課】

不動産借上料の適正化について

増穂中学校に関する不動産借上料について監査したところ、市は昭和63年から学校敷地借上料として、平成26年度は12,406,000円を支出しているが、不動産借上料の算定基準となる1㎡あたりの単価が、適正とは言い難い金額で賃貸借契約を締結していることが見受けられた。

本市は財源確保に厳しい硬直化した財政状況でもあるため、不動産借上料については、適正な単価で契約を行うよう検討されたい。

【体育協会（所管課：教育委員会生涯学習課）】

適正な食糧費及び負担金の支出について

平成27年5月26日に施行された大網白里市補助金等交付基準によると、補助金の使途は「予算科目としての食糧費だけでなく、会議費や事業費に含まれる飲食に係る経費には原則、補助金等を充当できない。」としているが、例外のひとつとして、「事業の実施に直接必要な無償の役務の提供が、昼食時または夕食時をはさんで6時間以上あった場合の弁当代」は認めるとしている。

しかしながら、支出科目「会議費」から、郡市民体育大会での選手激励時及び郡駅伝競走大会終了後に昼食代を支出していたことが見受けられたが、これらは社会通念上、弁当代として妥当と判断する額を超えた支出だと考えられるものである。

平成26年度は同交付基準施行前であることから、今後は同交付基準に沿って適正な支出を行われたい。

また、上記同様、支出科目「会議費」から、第21回市町体育協会・事務局会議負担金18,000円を支出していたが、使途は会議終了後の懇親会費であることが見受けられた。体育協会・事務局会議終了後に開かれる懇親会費の全部もしくは一部を補助金で賄うことは、いかなる場合も認められないから、今後は適正な負担金の支出を行われたい。

なお、懇親会費に支出された18,000円については、返還に向けて、必要な措置を講ずること。

【区長会（所管課：地域づくり課）】

会議費の支出全般について

区長会の「会議費」として決算報告されていたものには、各地区の区長会に交付されている部分があったが、その交付された補助金が「会議費」として利用されていたかどうか、資料等で確認することもされないまま「会議費」として市に報告されていた。結果的に虚偽の報告となっており、他方で各地区では、収入項目の表記が不統一であり、その使途が会議費であることが周知されていなかったと思料される。

今後は、市から区長会に対する補助金については、その交付決定の趣旨に従って用いられるよう周知し、また、報告に当たっては、大網白里市補助金等交付基準を遵守するとともに、区長会の責任において正確な会計処理を行われたい。

会議費として交付した補助金の使途について

区長会の支出科目「会議費」から各地区区長会へ補助金を再交付していることから、各地区区長会に求めた決算報告資料を参考に監査したところ、会議費以外に補助金が用いられているところが見受けられた。

また、瑞穂地区区長会の決算報告書によれば、区長会から支給された補助金120,000円のうち、27,554円が懇親会費さもなくば次年度繰越金に充当されたことが明らかである。繰越金はもとより、懇親会費の全部もしくは一部を補助金で賄うことは、いかなる場合も認められないから、区長会においては、補助金を再交付する必要性及び使途について再検討するとともに、補助金算出にあたっての支出根拠を含めた交付基準等の作成を行われたい。

なお、補助対象経費以外に用いられたことが明らかな支出額であった27,554円については、区長会に返還を求めるなど必要な措置を講ずること。

【遠距離通学児童送迎バス運営委員会（所管課：教育委員会管理課）】

補助対象事業の会計処理に関する基準等の整備について

当運営委員会は、市補助金とバス利用者（保護者）からの使用料等を財源とし、事業運営を行っているものである。

平成26年度のバス利用希望者は、当初見込んでいた人数よりも多かったが、料金設定の見直しをすることなく当初単価のまま保護者から徴収し続けたため、年度末に剰余金が発生することが予測され、運営委員会にて剰余金の取扱いについて協議した結果、バス利用者（保護者）へバス使用料の一部を返金するとの結論に至り、平成27年2月に保護者へ返金していたことが見受けられた。

市の補助金はあくまで概算で交付したものであり、市へ返金する選択肢もあって然るべきであるため、今後は、補助金の交付についてその公益性等を考慮して、補助対象経費に対する割合を以って決定するとか、剰余金が発生した場合における返金手続きの基準を定めるなど、送迎バス運営に関わるルール等の整備を図られたい。